

市第 132 号議案 公園の指定管理者の指定

1 指定管理者の公募により指定を行う公園及び公園施設

【指定期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで(4年間)】

	公園名	区	指定管理者	主な施設
1	東寺尾一丁目ふれあい公園※	鶴見	株式会社日産クリエイティブサービス	分区園、協働農園、倉庫(トイレ併設)など
2	師岡町梅の丘公園※	港北	横浜植木株式会社	分区園、協働農園、広場、樹林地、倉庫(トイレ併設)など
3	泉が丘公園(分区園に限る。)※	泉	株式会社田澤園	分区園、倉庫など

【指定期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで(5年間)】

	公園名	区	指定管理者	主な施設
4	横浜市こども植物園及び横浜市児童遊園地	南 保土ケ谷	(公財)横浜市緑の協会	自然観察林、くだもの園、野草園、展示研修館、芝生広場など
5	海の公園※	金沢	(公財)横浜市緑の協会	砂浜、なぎさ広場、管理センター、バーベキュー場など

【指定期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで(7年間)】

	公園名	区	指定管理者	主な施設
6	新横浜公園	港北	横浜市体育協会・管理JV(ハリマビシステム・東京ビジネスサービス・シンテイ警備・西田装美)共同事業体	横浜国際総合競技場(日産スタジアム)、屋内プール(日産ウォーターパーク)、小机競技場(日産フィールド小机)、投てき練習場、野球場、運動広場、テニスコートなど

※今回新たに指定管理者制度を導入する公園及び公園施設

2 指定管理者が法人格を取得したことに伴い指定を行う公園施設

【指定理由】

平成 23 年 4 月 1 日から上白根大池公園こどもログハウスの指定管理を行っている任意団体の旭区区民利用施設協会が平成 26 年 8 月 1 日に法人格を取得しました。

これに伴い、指定管理者を選定している旭区役所は、当団体が法人化移行後も目的や事業内容に基本的な変更がなく、法人としての同一性が保持されると判断しました。そこで、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで、改めて承継団体である「一般社団法人あさひ区民利用施設協会」を指定管理者として指定します。

対象団体

管理対象公園施設	現指定管理者	承継先指定管理者
上白根大池公園(こどもログハウスに限る。)	旭区区民利用施設協会 ・所在地 旭区二俣川 2 丁目 22 番地 幸栄ビル208号室 ・理事長 佐々木 明男 ・設 立 平成7年4月1日 ・管理期間 平成23年4月1日 ～平成28年3月31日 ・平成27年 4 月 1 日解散予定	一般社団法人あさひ区民利用 施設協会 ・所在地 旭区二俣川 2 丁目 22 番地 幸栄ビル208号室 ・理事長 佐々木 明男 ・設立 平成26年8月1日 ・管理期間 平成27年4月1日 ～平成28年3月31日 ・平成27年 4 月 1 日承継予定